

令和5年第1回（5月）臨時会

東伊豆町議会議録

令和5年 5月22日 開会

令和5年 5月22日 閉会

東伊豆町議会

令和5年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（5月22日）

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○仮議席の指定	5
○議長の選挙	5
○日程の追加について	7
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○副議長の選挙	8
○常任委員会委員の選任	10
○議会運営委員会委員の選任	10
○議会広報編集委員会委員の選任	11
○東河環境センター議会議員の選挙	12
○伊豆斎場組合議会議員の選挙	13
○一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙	13
○駿東伊豆消防組合議会議員の選挙	14
○町長挨拶	15
○専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例等の一部を改正する条例）	16
○専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東伊豆町 一般会計補正予算（第2号））	19

○議案第 33 号	東伊豆町副町長の選任について……………	22
○同意案第 1 号	東伊豆町監査委員の選任について……………	25
○同意案第 2 号	東伊豆町監査委員の選任について……………	26
○同意案第 3 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	28
○同意案第 4 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	28
○同意案第 5 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	28
○同意案第 6 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	30
○同意案第 7 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	30
○同意案第 8 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	30
○同意案第 9 号	東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	30
○閉会の宣告……………		33
○署名議員……………		35

令和5年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和5年5月22日（月）午前9時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 7 議会広報編集委員会委員の選任
- 追加日程第 8 東河環境センター議会議員の選挙
- 追加日程第 9 伊豆斎場組合議会議員の選挙
- 追加日程第10 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙
- 追加日程第11 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第12 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）
- 追加日程第13 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号））
- 追加日程第14 議案第33号 東伊豆町副町長の選任について
- 追加日程第15 同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任について
- 追加日程第16 同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任について
- 追加日程第17 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 追加日程第18 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 追加日程第19 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 追加日程第20 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 追加日程第21 同意案第7号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

追加日程第 2 2 同意案第 8 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

追加日程第 2 3 同意案第 9 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

出席議員（12名）

1 番	山 田 豪 彦 君	2 番	鈴 木 伸 和 君
3 番	楠 山 節 雄 君	5 番	笠 井 政 明 君
6 番	稲 葉 義 仁 君	7 番	栗 原 京 子 君
8 番	西 塚 孝 男 君	10 番	須 佐 衛 君
11 番	村 木 脩 君	12 番	内 山 慎 一 君
13 番	定 居 利 子 君	14 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	国 持 健 一 君	企 画 調 整 課 長	森 田 七 徳 君
税 務 課 長	木 田 尚 宏 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 尚 和 君
健 康 づ くり 課 長	山 田 義 則 君	健 康 づ くり 課 参 事	柴 田 美 保 子 君
観 光 産 業 課 長	梅 原 巧 君	建 設 整 備 課 長	村 上 則 将 君
教 員 委 員 会 会 長	齋 藤 和 也 君	水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君
会 計 課 長	正 木 三 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	福 岡 俊 裕 君	書 記	榊 原 大 太 君
-------------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議会事務局長（福岡俊裕君） 皆様、おはようございます。議会事務局長の福岡です。よろしくお願ひします。

開会に先立ちまして、当局側の説明員の紹介をさせていただきます。

それでは、副町長より順次、自己紹介にてお願ひします。

○副町長（鈴木利昌君） おはようございます。副町長の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（村木善幸君） おはようございます。総務課長の村木です。よろしくお願ひします。

○企画調整課長（森田七徳君） おはようございます。企画調整課長の森田です。よろしくお願ひします。

○観光産業課長（梅原 巧君） おはようございます。観光産業課長の梅原です。よろしくお願ひいたします。

○防災課長（国持健一君） おはようございます。防災課長の国持です。よろしくお願ひします。

○建設整備課長（村上則将君） おはようございます。建設整備課長の村上です。よろしくお願ひします。

○水道課長（鈴木貞雄君） おはようございます。水道課長の鈴木です。よろしくお願ひいたします。

○教育長（横山尋司君） おはようございます。教育長の横山です。よろしくお願ひします。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） おはようございます。教育委員会事務局長の齋藤と申します。よろしくお願ひします。

○会計課長（正木三郎君） おはようございます。会計管理者兼会計課長の正木です。よろしくお願ひします。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） おはようございます。住民福祉課長の鈴木です。よろしくお願ひします。

○税務課長（木田尚宏君） おはようございます。税務課長の木田です。よろしくお願ひいた

します。

○健康づくり課長（山田義則君） おはようございます。健康づくり課長の山田です。よろしくお願ひいたします。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） おはようございます。健康づくり課参事の柴田です。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（福岡俊裕君） 本日の臨時会は、一般選挙後初めての議会となりますので、議長が選出されるまでの間は、地方自治法第107条に規定に基づき、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。本日の出席議員のうち、村木議員が年長の議員です。臨時議長は村木議員にお願いします。

それでは、村木議員、議長席に御着席ください。よろしくお願ひいたします。

（11番 村木 脩君 議長席に着席）

○臨時議長（村木 脩君） ただいま御紹介をいただきました村木でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

ただいまの出席議員は全12名で、議員定数の半数に達しております。よって、令和5年東伊豆町議会第1回臨時議会は成立しましたので、開会いたします。

水道課技監より、本日の会議を欠席するとの届出がありましたので、御報告いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（村木 脩君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎日程第2 議長の選挙

○臨時議長（村木 脩君） 日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口は閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（村木 脩君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番、定居議員及び14番、山田議員を指名します。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○臨時議長（村木 脩君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（村木 脩君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（村木 脩君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が仮議席番号、氏名を読み上げますので、順次投函願います。

○議会事務局長（福岡俊裕君） 1 番山田議員、2 番鈴木議員、3 番楠山議員、5 番笠井議員、6 番稲葉議員、7 番栗原議員、8 番西塚議員、10 番須佐議員、11 番村木議員、12 番内山議員、13 番定居議員、14 番山田議員。

（投票）

○臨時議長（村木 脩君） 投票漏れはありますか。

（発言する者なし）

○臨時議長（村木 脩君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

13 番、定居議員及び14 番、山田議員は開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（村木 脩君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票はゼロです。

有効投票のうち、5 番、笠井議員 9 票、8 番、西塚議員 1 票、12 番、内山議員 2 票。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、5 番、笠井議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開けます。

（議場開鎖）

○臨時議長（村木 脩君） ただいま議長に当選されました 5 番、笠井議員が議場におられます。会議規則第33条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

5 番、笠井議員、壇上より就任の御挨拶をお願いいたします。

（5 番 笠井政明君登壇）

○5 番（笠井政明君） ただいま議長選挙において指名いただきました笠井でございます。分かりやすい議会運営とスムーズな議会運営を目指してやっていきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（村木 脩君） これをもちまして、臨時議長の職務は全て終了しました。

議員各位には議事進行の御協力に対し、心から感謝申し上げます。

議長が決まりましたので、笠井議長には議長席に御着席願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時 4 4 分

再開 午前 9時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◎日程の追加について

○議長（笠井政明君） 追加の議事日程をお手元に配付させていただきましたので、御確認願います。

お諮りします。先ほど臨時議長による議事日程が終了しました。ここで、お手元に配付しました追加議事日程により議事を進めたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程により議事を進めます。

◎追加日程第1 議席の指定

○議長（笠井政明君） 追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

ただいま御着席の仮議席を議席に指定します。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、1番、山田議員、2番、鈴木議員を指名します。

◎追加日程第3 会期の決定

○議長（笠井政明君） 追加日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎追加日程第4 副議長の選挙

○議長（笠井政明君） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（笠井政明君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、楠山議員及び6番、稲葉議員を指名します。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（笠井政明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（笠井政明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号、氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

○議会事務局長（福岡俊裕君） 1番山田議員、2番鈴木議員、3番楠山議員、5番笠井議員、
6番稲葉議員、7番栗原議員、8番西塚議員、10番須佐議員、
11番村木議員、12番内山議員、13番定居議員、14番山田議員。

（投票）

○議長（笠井政明君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

3番、楠山議員及び6番、稲葉議員は開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（笠井政明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、7番、栗原議員10票、10番、須佐議員2票。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、7番、栗原議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（笠井政明君） ただいま副議長に当選されました7番、栗原議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

7番、栗原議員、壇上より就任の御挨拶をお願いします。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ただいま副議長の大任を拝しました栗原でございます。議長をしっかりと支え、また議会の皆様と一緒にさらなる議会の発展に全力を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（笠井政明君） 恐れ入りますが、これより議会全員協議会を開催しますので、議員各位におかれましては、10時10分に大会議室へ御参集願ひします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午後 1時30分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◎追加日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（笠井政明君） 追加日程第5 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、2番、鈴木議員、5番、笠井議員、7番、栗原議員、11番、村木議員、12番、内山議員、13番、定居議員、以上6名を総務経済常任委員に、1番、山田議員、3番、楠山議員、6番、稲葉議員、8番、西塚議員、10番、須佐議員、14番、山田議員、以上6名を文教厚生常任委員にそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

◎追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（笠井政明君） 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、1番、山田議員、6番、稲葉議員、8番、西塚議員、12番、内山議員、14番、山田議員、以上5名を議会運営委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5名を議会

運営委員に選任することに決定しました。

◎追加日程第7 議会広報編集委員会委員の選任

○議長（笠井政明君） 追加日程第7 議会広報編集委員会委員の選任を行います。

議会広報編集委員会委員の選任は、1番、山田議員、2番、鈴木議員、5番、笠井議員、6番、稲葉議員、7番、栗原議員、12番内山議員、以上6名を議会広報編集委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6名を議会広報編集委員会委員に選任することに決定しました。

恐れ入りますが、これより総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を、議会広報編集委員会を開催し、副委員長を互選していただきたいと思ひます。

14時まで休憩します。

議員各位におかれましては、直ちに委員会室に御参集願ひます。よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 2時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

先ほど、各委員会から正副委員長の互選結果を受けましたので、報告します。

総務経済常任委員会、委員長に12番、内山議員、副委員長に13番、定居議員。

文教厚生常任委員会、委員長に8番、西塚議員、副委員長に14番、山田議員。

議会運営委員会、委員長に6番、稲葉議員、副委員長に14番、山田議員。

議会広報編集委員会、副委員長に6番、稲葉議員。

なお、議会広報編集委員会委員長は、東伊豆町議会広報発行に関する規程第3条第2項の規定に基づき、副議長が務めることになっております。

以上をもちまして、各委員会からの正副委員長の互選結果の報告を終了します。

◎追加日程第8 東河環境センター議会議員の選挙

○議長（笠井政明君） 追加日程第8 東河環境センター議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東河環境センター議会議員に、2番、鈴木議員、3番、楠山議員、10番、須佐議員の3名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました2番、鈴木議員、3番、楠山議員、10番、須佐議員の3名を東河環境センター議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました3名の方が東河環境センター議会議員に当選されました。

当選された方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎追加日程第9 伊豆斎場組合議会議員の選挙

○議長（笠井政明君） 追加日程第9 伊豆斎場組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊豆斎場組合議会議員に、6番、稲葉議員、13番、定居議員の2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました6番、稲葉議員、13番、定居議員の2名を伊豆斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました2名の方が伊豆斎場組合議会議員に当選されました。

当選された方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎追加日程第10 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙

○議長（笠井政明君） 追加日程第10 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に、8番、西塚議員、14番、山田議員の2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました8番、西塚議員、14番、山田議員の2名を一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました2名の方が一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

当選された方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎追加日程第11 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙

○議長（笠井政明君） 追加日程第11 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

駿東伊豆消防組合議会議員に、1番、山田議員、12番、内山議員の2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました1番、山田議員、12番、内山議員の2名を駿東伊豆消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました2名の方が駿東伊豆消防組合議会議員に当選されました。

当選された方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎町長挨拶

○議長（笠井政明君） ここで、町長より発言の許可を求められておりますので、許可します。
（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、御挨拶を兼ねて正副議長就任に当たってお祝いの言葉を述べさせていただきます。

このたびの議会人事の改選につきましては、滞りなく全ての人事が終了し、新たな議会の体制が円満のうちに整ったとの報告を受け、心からお祝いの意を申し上げます。

この2年間、稲葉議長、笠井副議長をはじめ重責を担った方々におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策及び町内経済対策など厳しい行財政運営の環境下にある中を、円滑なる議会運営と当局との調整に御尽力いただくなど、その功績に改めて感謝の意を表します。

また、このたび議員各位の御推挙により就任されました笠井議長、栗原副議長におかれましては、御就任、誠におめでとうございます。社会情勢が大きく変動していく中で、地方自治体も変革していかなければなりません。今後も御苦勞を願うことも多いと思いますが、議会の円滑なる運営に尽力を賜り、東伊豆町のさらなる発展を期す上からも、諸問題の解決において当局と一丸となって取り組んでいただけるよう願いますとところでございます。

さらに、総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会並びに各種組合議会等の委員構成も滞りなく決定し、正副委員長が選出されたことにつきましても、改めて心か

らお喜びを申し上げます。議員各位の各種委員会等の活動は、町政発展に果たす役割の重要性が多岐であり、委員長、副委員長と連携をし、闊達な委員会活動を期待するところでございます。

なお、本臨時会には、専決処分の承認案、人事案件の御審議をお願いすることとしております。よろしく御審議をいただきたいと思っております。

結びに当たりまして、皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念を申し上げまして、お祝いの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎追加日程第12 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（笠井政明君） 追加日程第12 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

令和5年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付にて専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） ただいま提案されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律では、個人住民税、固定資産税及び軽自動車税関係を中心に、それぞれ制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の条文整備を図る内容でございます。

主な内容を資料により説明させていただきます。お手元の専決承認第1号説明資料を御覧ください。

1点目、個人住民税関係では、①として、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載ができるようになります。この改正は、令和7年1月1日以後に支払いを受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養親族等申告書について適用いたします。

②として、令和6年度から森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の町民税及び県民税に合わせて国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を設けます。

次に、2点目、固定資産税関係では、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施し、当該マンション区分所有者が町に申告した場合に限り、工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額の3分の1を減額する制度が導入されます。

次に、3点目、軽自動車税関係では、①として、自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化として、自動車メーカー等の不正行為に起因し軽自動車税環境性能割等の納付不足額が生じた場合における、当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げます。

②として、特定小型原動機付自転車の種別区分の見直しとして、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする「特定小型原動付自転車」と資料はなっておりますが、申し訳ありませんが、「特定小型原動機付自転車」に訂正をお願いいたします。特定小型原動機自転車区分が新設されたことにより、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とし、同法に定める施行日、令和5年7月1日の属する年度の翌年度分以後について適用いたします。

③として、軽自動車の所有者に毎年課税される種別割の税率を環境性能割の見直しと併せて、より環境性能のよい車両の普及を促進していく観点から、グリーン化特例の適用期限が3年延長されます。

最後に、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。ただし、個人住民税関係の規定の一部は令和6年1月1日及び令和7年1月1日から、軽自動車税関係の規定の一部は令和5年7月1日及び令和6年1月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） この2番目の固定資産税のマンションの関係ですけれども、これ当該マンションの区分所有者がということなのですが、これは対個人ということで考えてよろしいということでしょうか。管理組合等のことも書いてありますけれども。

また、マンションを持っている方がこちらに住民票があるかないかというものの違いとかということ、対応に違いがあるのかということ。

それから、町からの告知の方法等についてちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（笠井政明君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） 今の御質問なんですが、区分所有者が対象となりますので、個人の所有者とか法人の所有者とか共有名義の所有者、いろいろあると思いますが、マンションの区分を所有している方が対象となります。

住民票を持っているかどうかということなんですけれども、大規模修繕を行った場合における対象となりますので、もちろん区分所有者となりますので、住民票の有無は関係はありません。

以上となります。

（「マンションに対する告知はされるのか」の声あり）

○議長（笠井政明君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） 告知は、相手側からの申告になりますので、区分所有者からの申告になります。税務課からの告知はありません。

なお、県のマンション管理適正化推進計画を担当している住まいづくり課に問い合わせて聞いてみましたが、町内現時点では、長寿命化に資する大規模修繕工事を予定しているマンションは把握していないとのことでした。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 今の御答弁ありがとうございます。

例えばそれは個人ということですが、長寿命化ということで耐震等も関係してくるかと思うんですが、共有部分、個人の所有ではなくて共有部分のことについてはどうなんですか。

○議長（笠井政明君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） 特に共有部分や専用部分という隔てがないため、そういった区分はないということで考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎追加日程第13 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号））

○議長（笠井政明君） 追加日程第13 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、低所得の子育て世帯生活支援給付事業において、速やかに給付金を支給する必要があるため、令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについての令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について、概要を御説明いたします。

令和5年度東伊豆町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,988万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正前の金額に559万円を追加し、1,658万7,000円といたします。1節社会福祉費補助金、細説4、低所得の子育て世帯生活支援給付事業費補助金425万円の増は、給付金に対する国庫補助分であります。細説5、低所得の子育て世帯生活支援給付事務費補助金134万円の増は、給付事業に係る経費に対する国庫補助分であります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、9目低所得の子育て世帯生活支援給付事業費、補正前の金額に559万円を追加し、559万円といたします。事業コード1、低所得の子育て世帯生活支援給付事業559万円の増につきましては、低所得の子育て世帯生活支援給付事業のうち、早急に予算措置しなければならないシステム改修委託料110万円などの事務費及び低所得の子育て世帯生活支援給付金425万円を計上しております。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でたゞいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額56億4,429万4,000円に559万円を追加し、56億4,988万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額56億4,429万4,000円に559万円を追加し、56億4,988万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が559万円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 国の対応だと思うんですけども、今触れなかったんですけども、制度として低所得という概念はどのくらいかという部分と、該当する世帯、子供について当町ではどういう状況になっていますか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 該当する世帯ということですけども、当初専決したときには85人を見込んでおりましたが、この5月末に支給する関係で大体の数字が出てきました。人数的には32世帯、55人となっております。

以上です。

低所得の要件というのは、住民税の均等割が非課税の子育て世帯ということです。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、令和5年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎追加日程第14 議案第33号 東伊豆町副町長の選任について

○議長(笠井政明君) 追加日程第14 議案第33号 東伊豆町副町長の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第33号 東伊豆町副町長の選任について説明いたします。

東伊豆町副町長に下記の者を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、鈴木嘉久。

提案理由を申し上げます。

現副町長より辞職願が提出され、令和5年5月31日付での辞職を承認したため、新たに副町長の選任をお願いするものであります。

鈴木嘉久氏は、役場職員として40年間の長きにわたる実務経験を有し、うち8年間は管理職として職員をまとめ、着実な業務遂行能力を発揮しており、職員から厚い信頼を得ていた人物であります。

鈴木氏の略歴は別紙のとおりでございます。

就任日につきましては、令和5年6月1日からといたします。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長にちょっとお伺いしておきたいと思いますが、町長も副大臣ということは経験されているというふうに理解しておりますが、なかなか国政における副大臣と町行政における副町長というのは、やはり違いがあるのではないかなど、権限とか仕事について。町長はどのように御認識か、まずお伺いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

いろいろ全く違うかなとは思いますが、「副」という同じ名前がついていても、その求められている職務内容というか、存在感というのは多分違ってくるのかなと思います。例えば、同じ町長、副町長であっても、私がもしこの役場のたたき上げで町長になった人間である場合と、今回、私のように町外から来たというところでも多分その意味合いが変わってくるのかなというふうに認識をしております。

一番重要なものは何かと言うと、この東伊豆町の様々な課題をいかにスピード感を持って課題解決をしていけるか、その体制づくりをどうやってやっていくかということが大変重要だと思っております。今回の人事案件の場合は、私が町外から来ているということも鑑みて、この東伊豆町をよく知っている人物、そして何と言っても町長一人が言っているだけでは物事は進まない。やはり役場職員の皆さんと一緒に仕事をしていくというスタンスがとても重要なので、そういうことを考えると、役場の経験者ということが大変大きなポイントになっているかと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長は、政策また企画立案のスピード感という点では、これは副大臣も副町長も同じなんだろうなという側面と、やはり副町長という部分で見ますと、やはり国の行政でいけば事務次官というような部分や官房長的な仕事というものなんかも国の機関と仕組みとしてはあるんですけども、町の中ではそういう仕組みのかなりの部分を副町長が担っているのではないかな、その点が一つやはり私は違う部分だというふうに認識しています。

そこで、今、町長が言われた点で、これ副町長にお伺いしたいんですけども、町長が言われたように、町長みたいにここの数十年の中では初めて町外から来て、町の行政経験というものがない中で、1年間なり支えてこられて大変御苦労もあったかと思えますけれども、後任者に対して、今後のアドバイスの部分も含めて、ここは大事だなという点がございましたら、副町長からの御意見を伺いたいと思います。

○議長（笠井政明君） 副町長。

○副町長（鈴木利昌君） 私2人の町長に仕えるという、今までそういう例はなかったのかなというふうに、そういう意味では、大変貴重な経験をさせていただいたなというふうに思います。何しろ、現町長、やはり国のほうで副大臣までやられた方ですので、やはりスピーディさを求められる部分はありますんで、そういう部分、なかなか慣れない部分も当然あります。

ですから、次の方には、ぜひ職員も含めてなんですけど、やはり慣れるほうが先だと思うんですよ。やり方に慣れてしまえば、どんどんそこは職員も吸収しますんで、一緒になってやっていけるのではないかなというふうに思いますので、まずは慣れることが一番重要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号 東伊豆町副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎追加日程第15 同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任について

○議長(笠井政明君) 追加日程第15 同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任について説明をいたします。

下記の者を東伊豆町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

(識見を有する者)

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、村木徳夫。

提案理由を申し上げます。

御尽力いただいております村木代表監査委員の任期が令和5年5月19日に満了となったため、再任を願うものであります。

村木氏の略歴は、別紙のとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎追加日程第16 同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任について

○議長（笠井政明君） 追加日程第16 同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、11番、村木議員の退席を求めます。

（11番 村木 脩君退席）

○議長（笠井政明君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任について説明をいたします。

下記の者を東伊豆町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

(議会議員)

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、村木 脩。

提案理由を申し上げます。

本日の議会において、各種委員等の構成が決定いたしましたので、町議会より選出者として就任を願うものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第2号 東伊豆町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

11番、村木議員の入場を許します。

(11番 村木 脩君入場)

◎追加日程第17 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎追加日程第18 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎追加日程第19 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

○議長（笠井政明君） 追加日程第17 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、追加日程第18 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、追加日程第19 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを一括議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、8番、西塚議員、12番、内山議員、13番、定居議員の退席を求めます。

（8番 西塚孝男君、12番 内山慎一君、13番 定居利子君退席）

○議長（笠井政明君） 町長より、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま一括上程されました同意案第3号、第4号及び第5号について説明をいたします。

まず初めに、同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、西塚孝男。

続いて、同意案第4号、同じく。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、内山慎一。

続いて、同意案第5号、同じく。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、定居利子。

提案理由を申し上げます。

御審議をいただきますこの3件の同意案件は、本日の議会において各種委員会の構成が決定いたしましたことにより、町議会より3名の方々の就任をお願いする内容であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより同意案第3号から第5号までの一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についての討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

8番、西塚議員、12番、内山議員、13番、定居議員の入場を許します。

(8番 西塚孝男君、12番 内山慎一君、13番 定居利子君入場)

◎追加日程第20 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎追加日程第21 同意案第7号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎追加日程第22 同意案第8号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎追加日程第23 同意案第9号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

○議長(笠井政明君) 追加日程第20 同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、追加日程第21 同意案第7号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理

委員の選任について、追加日程第22 同意案第8号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、追加日程第23 同意案第9号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを一括議題とします。

○議長（笠井政明君） 町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま一括上程されました同意案第6号、第7号、第8号及び第9号について説明をいたします。

まず初めに、同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について、東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、鈴木 精。

続いて、同意案第7号、同じく。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、埴 義祐。

続いて、同意案第8号、同じく。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、小池 実。

続いて、同意案第9号、同じく。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、栗田友喜。

提案理由を申し上げます。

御審議いただくこの4件の同意案件は、漁業者代表として選任する委員でございます。このうち鈴木 精氏、埴 義祐氏及び栗田友喜氏の3名につきましては、任期満了に伴い再任をお願いするものでございます。また、小池 実氏につきましては、令和5年5月19日付をもって退職した前任の委員に替わり就任願うものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより同意案第6号から第9号までの一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより同意案第6号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第7号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより同意案第7号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第8号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより同意案第8号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第9号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより同意案第9号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長(笠井政明君) 以上で、本臨時会に付託された案件の審議は全て終了しました。

令和5年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会します。

長時間、皆様、大変御苦労さまでした。

閉会 午後 2時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____